

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案
参照条文

○ 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）	（抄）	．．．．．	1
○ 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）	（抄）	．．．．．	1
○ 船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）	（抄）	．．．．．	2
○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）	（抄）	．．．．．	3

○船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「船主責任相互保険組合」とは、木船以外の船舶の所有者若しくは賃借人又は用船者その他その運航に携わる者の当該船舶の運航に伴つて生ずる自己の費用及び責任に関する相互保険たる損害保険事業を行うため、この法律に基づいて設立した組合をいう。

4（略）

（業務の制限）

第四条（略）

2（略）

5 小型船相互保険組合は第一項各号及び第二条第二項に規定する事業以外の事業を、船主責任相互保険組合は第二項各号及び同条第三項に規定する事業以外の事業を行うことができない。

○船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）（抄）

（責任の限度額等）

第七条 前条第一項又は第二項に規定する責任の制限の場合における責任の限度額は、次のとおりとする。

一 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合においては、船舶のトン数に応じて、次に定めるところにより算出した金額。ただし、百トンに満たない木船については、一単位の三十三万六千倍の金額とする。

イ 二千トン以下の船舶にあつては、一単位の百万倍の金額

ロ 二千トンを超える船舶にあつては、イの金額に、二千トンを超え三万トンまでの部分については一トンにつき一単位の四百倍を、三万トンを超え七万トンまでの部分については一トンにつき一単位の三百倍を、七万トンを超える部分については一トンにつき一単位の二百倍を乗じて得た金額を加えた金額

二 その他の場合においては、船舶のトン数に応じて、次に定めるところにより算出した金額

イ 二千トン以下の船舶にあつては、一単位の三百万倍の金額

ロ 二千トンを超える船舶にあつては、イの金額に、二千トンを超え三万トンまでの部分については一トンにつき一単位の千二百倍を、三万トンを超え七万トンまでの部分については一トンにつき一単位の九百倍を、七万トンを超える部分については一トンにつき一単位の六百倍を乗じて得た金額を加えた金額

2（略）

2（略）

○船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

二の二 （略）

三 （略）

三の二 （略）

四 タンカー ばら積みの油の海上輸送のための船舶類をいう。

四の二 （略）

五 タンカー所有者 タンカーの船舶所有者（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第五条第一項の規定又は外国の法令の規定により船舶の所有者として登録を受けている者（当該登録を受けている者がなく、船舶を所有する者）をいう。ただし、外国が所有する船舶について当該国において当該船舶の運航者として登録を受けている会社その他の団体があるときは、当該登録を受けている会社その他の団体をいう。次号において同じ。）をいう。

五の二・五の四 （略）

六 タンカー油濁損害 次に掲げる損害又は費用をいう。

イ タンカー（ばら積みの油以外の貨物の海上輸送をすることができるタンカーにあつては、ばら積みの油の輸送の用に供しているもの並びにばら積みの油の輸送の用に供した後当該タンカーのすべての貨物艙そう内に当該油が残留しない程度にその貨物艙そうを洗浄するまでの間において、ばら積みの油以外の貨物の輸送の用に供しているもの及び貨物を積載しないで航行しているものに限る。）から流出し、又は排出された油による汚染（貨物として積載されていた油又は燃料油（当該油が貨物艙そう内その他の国土交通省令で定めるタンカー内の場所に残留したもの及び当該油を含む混合物で国土交通省令で定めるものを含む。）による汚染に限る。）により生ずる責任条約の締約国の領域（領海を含む。第七号の二イ及び第三十九条の五第一項第二号において同じ。）内又は排他的経済水域等内における損害

ロ イに掲げる損害の原因となる事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するために執られる相当の措置に要する費用及びその措置により生ずる損害

七・十二 （略）

（責任限度額）

第六条 タンカー所有者がその責任を制限することができる場合における責任の限度額（第十四条第三項及び第三十八条において「責任限度額」という。）は、タンカーのトン数に依りて、次に定めるところにより算出した金額とする。

一 五千トン以下のタンカーにあつては、一単位の四百五十一万倍の金額

二 五千トンを超えるタンカーにあつては、前号の金額に五千トンを超える部分について一トンにつき一単位の六百三十一倍を乗じて得た金額を加えた金額（その金額が一単位の八千九百七十七万倍の金額を超えるときは、一単位の八千九百七十七万倍の金額）

（タンカーのトン数の算定）

第七条 前条のタンカーのトン数は、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第二項の規定の例により算定した数値にトンを付して表したもの（以下「総トン数」という。）とする。

（保障契約の締結強制）

第十三条 日本国籍を有するタンカーは、これについてこの法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約（以下この章において単に「保障契約」という。）が締結されているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油の輸送の用に供してはならない。

2 （略）

（保障契約）

第十四条 保障契約は、タンカー（二千トン以下のばら積みの油の輸送の用に供するタンカーを除く。）のタンカー所有者が当該タンカーに積載されていた油によるタンカー油濁損害の賠償の責めに任ずる場合において、その賠償の義務の履行により当該タンカー所有者に生ずる損害をてん補する保険契約又はその賠償の義務の履行を担保する契約とする。

2 保障契約は、当該契約においてタンカー所有者の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行を担保する者が船主相互保険組合、保険会社その他の政令で定める者であるものでなければならぬ。

3 保障契約は、当該契約においてタンカー所有者の損害をてん補するための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されているタンカー油濁損害の額が当該契約に係るタンカーごとに当該タンカー所有者の責任限度額に満たないものであつてはならない。

4 保障契約は、責任条約第七条第五項の規定に適合する場合に限り、その効力を失わせ、又はその内容を変更することができるものでなければならない。

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

附則

（所掌事務の特例）

第二条 （略）

2 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、当分の間、日本国有鉄道の改革に関する事務並びに自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業に関する事務をつかさどる。